

令和6年第2回定例会会議録（第2号）

令和6年6月14日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	和田健二	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	松屋益治郎	企画戦略部次長	佐藤浩司
財政課長	河野文彦	高齢者福祉課長	阿南剛

健康推進課長 末房日出子 自治連携課長 溝部進一

防災危機管理課長 中村幸次 教育政策課長 森本悦子

○議会事務局出席者

局 長	河野伸久	次長兼議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	松本万紀子	補佐兼議事係長	甲斐俊平
主 査	松尾麻里	主 査	村田和寛
主 任	定宗隆一郎	事 務 員	尾割春晃

○議事日程表（第2号）

令和6年6月14日（金曜日）午前10時開議

第 1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○16番（穴井宏二） 穴井でございます。では、議案質疑を行います。通告の順番どおり行いますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、予算書14ページの交通体系整備促進に要する経費の追加額、モビリティ人材育成事業委託料3,000万円についてでございますけれども、これは訪日外国人観光客、いわゆるインバウンド観光であると思います。

これにつきまして、現在の課題、またその課題の解決や人材育成につきまして、どのようにこれからこの予算を基に取り組んでいかれるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

現在、別府市では外国人観光客が増加している中、「公共交通機関の乗換えが難しい」、「情報が分かりづらい」、「ドライバーが外国語をしゃべれない」など、観光・交通の視点から見ると、インバウンド需要を十分に取込めていないという状況が見受けられます。これは地域経済にとって大きな経済損失を生む可能性があり、とても重要な問題だと考えております。

この問題を解決するためには、日本人目線での観光の在り方ではなく、外国人観光客が求める観光体験を提供することが大切ではないかと考えます。そのため、本事業で育成された観光ガイドが本市の魅力を効果的にプロモーションし、マーケティングすることで、新たな観光付加価値を創出させようとするものでございます。

このことから、本事業は、国の補助事業として、外国人観光客の国籍や使用言語に合わせて、それぞれの観光客に寄り添ったガイドができる「コンテンツクリエイト人材」の育成や、公共交通機関の利用を敬遠する原因や、利用する際の不安を解消することができる「観光交通コーディネーター人材」の育成を留学生などとともに作り上げていく事業であります。

また、持続可能な地域公共交通に精通する地域調整型のプロデュース人材の育成も併せて行ってまいります。

○16番（穴井宏二） 分かりました。コンテンツクリエイト人材の育成ですね、また新たな視点から、留学生などとともに観光交通のコーディネーター人材の育成、非常に楽しみでございますけれども、留学生は大学を卒業しましたら、出て行かれる方が非常に多いというふう聞いております。訪日外国人旅行者を、国としても6,000万人に増加させる目標を掲げております。留学生の人材育成も非常に時間がかかることになるかと思われまので、しっかりそこら辺は大学側とも連携を取りながら、息の長い別府観光に寄与する人材の育成をお願いしたいと思います。

以上でこの項を終わります。

続きまして、地域防災に要する経費、また地震津波等被害防止対策に要する経費、まとめてお聞きしたいと思います。

まず最初に、0536事業、地域防災に要する経費でございますけれども、この中のコミュニティ助成金というのがあります。このコミュニティ助成金の事業内容を御答弁ください。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

本事業は自主防災組織の取組を強化することにより、迅速な災害対応につなげていくものであります。一般財団法人自治総合センターに助成申請をいたしました「コミュニティ助成事業」の交付決定に伴いまして、地域防災、地区防災士会が整備する防災資機材購入

に対して助成するものであります。

○16番（穴井宏二） 分かりました。

では、この助成金の主な内容につきましてはどうなっていますか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

毎年度、モデル地区避難所運営訓練を実施いたしました「ひとまもり・まちまもり協議会」を単位とする地区に対して助成を行っています。今年度は令和6年1月28日にモデル地区避難所運営訓練を実施いたしました西地区を対象としており、今年度の助成金により、電源確保のための発電機やポータブル電源、巻取りケーブル、LED強力ライト、トランシーバー、折り畳みリアカー、ワンタッチテント等、訓練や研修に必要な防災資機材を購入する予定でございます。

○16番（穴井宏二） では、今年1月の能登半島地震においても津波・地震等が発生いたしまして、非常にどの地区も防災に対する関心といいますか、取組が盛んになってきております。このモデル地区の決定につきまして、どのように決定するのか、そこら辺はどうなっていますでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

対象となりますモデル地区は、地震・風水害・大火災などの災害に対処するため、各町内の自主防災会の運営・連絡を密にすることを目的といたしました「別府市連合防災協議会」の総会において決定いたしております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。それでは、よろしくお願ひします。

では続きまして、1131事業、地震津波等被害防止対策に要する経費でございますけれども、まず災害非常用備蓄物資、これについて簡単に答弁をお願いします。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

本年1月に令和6年度能登半島地震が発生し、多くの方が被災し、水や食料などの物資不足が報告されています。大規模災害に備えまして、食料等の物資を早急に備蓄する必要があるため、備蓄物資を購入いたします。

○16番（穴井宏二） では、この災害非常用備蓄物資についてですけれども、その備蓄物資支給対象者の人数と、主な備蓄品の品目について御答弁いただきたいことと、購入しました災害非常用備蓄物資、この保管先についてはどうなっていますでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

備蓄物資支給対象者の人数につきましては、2万181人を想定しております。これは、大分県の災害時備蓄物資等に関する基本方針により、別府市の人口に東日本大震災における避難者数の人口割合の17.5%を乗じた避難者数を最大避難者数として算出しております。

主な備蓄品の品目といたしましては、主要4品目であります主食、副食、飲料水、毛布に加えまして、簡易ベッド、簡易トイレ、紙おむつ、粉ミルク等となっております。

備蓄の保管先につきましては別府市内3か所にあります鉄輪地獄地帯公園、内竈、あすべっくの備蓄倉庫に保管いたします。

また、今年度は地区公民館、小学校の備蓄につきましても、備蓄物資の偏りがないように整理し、調整したいと考えております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。着実な備蓄物資に偏りがないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、備蓄倉庫につきましても、訓練のときとか、なかなか取り出しにくいとか、そういうふうな声もちょっとお聞きしましたので、そこら辺の管理指導といいますか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、この項はこれで終わります。次に予算書14ページの協働事業推進に要する経費の追加額の中で、コミュニティ助成金650万円が計上されておりますけれども、これに

つきましては地域貢献事業として評価をしたいと思いますが、地域活動の充実強化のために必要な設備、備品整備を行う必要がございます。今回上程されておりますコミュニティ助成金を活用している自治会も多々あるようでございますけれども、この助成金の事務手続、またそのスケジュール等について説明をお願いしたいと思います。

○自治連携課長（溝部進一） お答えいたします。

コミュニティ助成金は、一般財団法人自治総合センターが宝くじ社会貢献広報事業として実施しているものであります。当助成金に関するスケジュール等につきましては、例年、事業実施の前年8月から10月頃にかけて募集が行われ、自治委員会や市ホームページ等で周知を行うとともに、自治会等へお声かけをしております。助成を希望する自治会等は助成申請書等必要書類を当課まで提出いただき、円滑に事務処理ができるよう書類のチェックを行った後、大分県が取りまとめ、自治総合センターへコミュニティ助成金の申請を行います。その後、当センターの審査を経て、助成事業が例年3月末に決定いたします。

○16番（穴井宏二） 分かりました。

では、このコミュニティ助成金について、助成が必要な自治会にしっかり周知をしていただくとともに、事務手続についても円滑に行えるように別府市もお手伝いをいただけるように、しっかりお願いしたいと思います。

また、コミュニティ助成金は、宝くじの受託事業収入を財源として助成されることでもありますので、宝くじの社会貢献広報が必要であると聞いておりますけれども、この内容はどのようなになっているのか、最後にお聞きしたいと思います。

○自治連携課長（溝部進一） お答えいたします。

整備する施設または設備等に宝くじの広報表示を行うとともに、市報等で「宝くじの助成金で整備した」旨を広報することが求められておりますので、自治会と当課で漏れがないよう実施いたしております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。

先ほども答弁いただきましたけれども、円滑な事務処理ができるように、書類のチェックとありました。本当にしっかりされてると思いますけれども、またこれからも事務処理、チェックにつきましてはお願いしたいと思います。

以上でこの項は終わります。

では最後に、予防接種に要する経費でございます。

予算書18ページの0318事業、予防接種に要する経費の追加額について、約2億6,000万円計上されておりますけれども、この今回の補正の概要について簡単に述べてください。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

今年度から定期接種となりました新型コロナワクチン接種にかかる費用としまして、予診票の印刷製本費や予防接種の委託料などと、新型コロナワクチン接種に伴う健康被害給付金などを計上しております。

○16番（穴井宏二） 今年度の新型コロナワクチン接種対象者は、高齢者インフルエンザと同様に、65歳以上の方と60歳から64歳で、国が定める「一定の障がい」がある方と聞いております。この「一定の障がい」とは、治療中などで重症化リスクを持つ場合とは基準がどのように異なるのか、またもう一つ、今年度のその接種者数の見込みですね、これはどのような根拠で見込んでいるのかお答えください。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

今回、国が規定した「一定の障がい」とは、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害がある、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある場合となります。令和5年度までの新型コロナワクチン接種で規定されていた、例えば高血圧や糖尿病といった重症化リスクの高い基礎疾患と比べますと、その範囲は限定されています。

また、対象者ですが、約3万8,600人です。昨年の秋開始接種の実績と過去の接種率の動向に基づき、接種者数の対象者の約4割の1万6,000人と見込んでいます。

○16番（穴井宏二） 分かりました。ぜひ、広報もしながら推進をお願いしたいと思います。

また、この予算の中で、健康被害給付費というのが、約4,400万円ですかね、計上されておりますけども、令和6年の4月1日以前と、またそれ以降の副反応による健康被害などの救済制度の補正予算でございますけども、これについては請求日、または接種日や定期接種なのかどうかによりまして、A類、B類によって対応が違うようでございますので、今後とも、相談があった方にはしっかり寄り添った対応、今までもされてたと思っておりますけども、対応をお願いしたいと思います。

厚生労働省のほうも、この健康被害救済制度の認定に当たっては、厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とするというような方針が示されておりますので、お聞きした中ではしっかり対応されているようでございますが、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○4番（森 裕二） 4番議員の森裕二です。ビーワンベっぷ会派を代表して、議案質疑をさせていただきたいと思っております。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）、予防接種に要する経費の追加額についてお聞きをしたいと思っております。

先ほど穴井議員の質問の中で、今回の接種対象者というのが、65歳以上の方と60歳から64歳のうち、国が定める「一定の障がい」がある方が対象であり、「一定の障がい」とは、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害がある。またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある場合に限られ、これまで重症化リスクの高い基礎疾患と言われていた高血圧や糖尿病は対象外になるということがよく分かりました。

では、今回の接種対象ではない方、つまり60歳から64歳の高血圧や糖尿病などの基礎疾患を持たれている方や、60歳以下の方が接種を受けようと思ったときにはどうなるのか、その費用や接種方法をお答えください。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

定期接種の対象外となります64歳以下の方は任意接種となりますので、接種費用は全額自己負担となります。

○4番（森 裕二） 今回の対象者ではない方が接種を受けるには、全額負担ということで、金額としては最低でも1万5,000円程度になるのではないかとということです。正直ちょっと高いなという印象を受けております。これでは、接種対象以外の方は簡単に受けようとは思わないと思っております。しかし、今回の接種対象者のほうから見てみれば、1割から3割程度の負担で調整中とお聞きしておりますので、全額負担しなくて済むということはとてもいいことだというふうに感じております。

あとは事前の聞き取りのほうで確認をさせていただきましたが、5類移行前は、新型コロナウイルスは季節性のもではなく、ワクチンの効果も3か月ほどしか持続しないということで、何度もワクチンを接種する必要がございました。それが今回に関しましては、秋冬にかけて1回のみということに変更をされたというふうにお聞きをしております。ワクチンの種類を選べるのかということに関しまして、まだこれからどの種類のワクチンが採用されるかも分からないし、いろんなメーカーがワクチンを製造している状況で、ワクチンの種類を選べるのかは現時点でははっきりはしていないということでございました。個人的にはどの医療機関でどのワクチンを採用しているのか公表をしていただき、自分が打ちたい種類を選ぶことができればいいなというふうに思っております。

では次に、事故調査会委員報酬が計上をされております。事故調査会はこれまで開催さ

れたことがあるのか、また、開催する場合はどのような手順で開催し、どの時期に何名の委員で審議をされているのかお答えください。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

予防接種による健康被害が生じた際、御本人などからの申請に基づき開催し、健康被害の経緯と予防接種との因果関係を5人の事故調査委員で審議いたしております。申請を受けて、その都度不定期に開催いたしております。

○4番（森 裕二） コロナも5類に引下げをされてからは、あまり皆さん気にしなくなってきたと思いますが、まだまだ身近に潜んでおりますし、流行もしているというふうにお聞きをしております。事故案件も少なからずあるとは思いますが、接種対象の方には丁寧に説明をしていただき、コロナで亡くなる人が少しでも減るよう接種を続けていってほしいなというふうに思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

中学校の施設整備に要する経費の追加額について、お聞きをしていきたいと思っております。

今回対象となっているのは、山の手中学校跡地でございますがここはビーコンプラザや別府公園、別府アリーナ等も近く、新図書館の建設により、松林の駐車スペースが減ることによって周辺の駐車場が足りなくなるということは、これまでも議会でも問題として取り上げさせていただいております。現在も、イベントなどの際には臨時の駐車場として、山の手中学校の運動場などを開放しておりますが、今回、校舎等を解体し、仮設の駐車場を造るということですが、解体の対象となる施設について具体的にお答えください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

管理教室棟、特別教室棟、体育館、さらには飛び地のテニスコート及びプールが解体の対象となります。

○4番（森 裕二） なぜ今この解体の話が出たのか、駐車場が少なくなるのは、駐車場の建設が決まった時点で分かっていたというふうにあります。山の手中学校の跡地利用については、住民公聴会を開催して、活用方法を検討してきているというふうにお聞きしています。その中に、仮設駐車場という案はあったのか、私のほうで調べてみますと、別府市跡地等利活用方針を見る限り、地域住民の要望でも民間事業者への市場調査でも駐車場という選択肢は入っておりませんでした。

そういった意味では、今回突如仮設の駐車場整備という話が湧いてきたという印象がございます。民間の市場調査結果には、既存校舎の解体費用がネックだという意見が多く見られておりました。ですので仮設駐車場として、既存校舎等を解体し、整備することで、一旦行政側で更地にした上で、跡地を民間に再利用させることを考えているのではないかと臆測もあるように聞いております。解体をせずに現校舎を再利用することができなかった理由があるのか、また、なぜ今のタイミングで解体をするという話になったのか、お答えください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

令和3年の山の手中学校跡地利活用における住民公聴会では、校舎の利活用を含めて住民の皆様にご意見を伺いました。その際、一部には歴史継承に関する要望として、校舎の利活用を検討していただきたいという御意見もございました。

これを踏まえて、民間事業者へ市場調査を行ったところ、昭和36年に新築をしている管理教室棟は既に築63年が経過をしております。耐震工事を行っているものの、経年劣化による老朽化が著しいことから、安全確保の面からも校舎の利活用は難しいという意見が多い中、山の手中学校跡地利活用方針を令和4年3月に策定をし、ここでは民間への売却、もしくは借地による利活用を検討することとなりました。

また、本年1月に民間へのサウンディング調査を実施し、その調査結果も市場調査と同

様の意見であったことから、校舎を残して利活用することは非常にハードルが高いと認識をしておりました。

さらに、新図書館建設に伴い、周辺施設の臨時駐車場として利用しておりました文化ゾーンの駐車台数は、現在約 200 台が減少しております。これにより、ビーコンプラザでのイベントやマーチングカーニバル、秋の大分県農林水産祭などのイベント開催時には、公園東駐車場をはじめ周辺全体の駐車場にも影響が及ぼしておりまして、出入りに長時間を要するなど、周辺駐車場が不足をしている現状が生じており、早急に駐車台数を確保することが必要となりました。

以上を踏まえて、令和 6 年 4 月 24 日に公共施設マネジメント推進会議にて、「周辺施設の駐車場不足という喫緊の課題に対応する目的で、校舎等を解体し、駐車スペースを最大限広げて仮設駐車場として利用する」ということを決定をいたしました。

- 4 番（森 裕二） これまでの経緯について、大変詳しく説明をしていただきました。おかげで、なぜ今のタイミングで解体し、仮設の駐車場とするのかについてもよく分かりましたし、今後、民間による利活用を検討すること、また、校舎の利活用は難しいということも理解ができました。

では今後、仮設の駐車場として使用するに当たり、何年くらい仮設駐車場としての利用を考えているのか。またその際、利用料金については徴収する予定があるのか、現時点での考えをお答えください。

- 教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

当面の課題であります駐車場確保のために、仮設駐車場としての整備を行うものでありまして、令和 4 年 3 月に策定をいたしました山の手中学校跡地利活用方針は変わっておりません。利活用の方向性が明らかになるまでは、当分の間仮設駐車場として活用する見込みです。

仮設駐車場の運用につきましては、今後協議の上決定をいたしたいと考えております。

- 4 番（森 裕二） 利活用の方針が決まるまでの数年間は仮設駐車場として運用する予定だが、具体的な年数までは分からない。仮設駐車場として利用料金を徴収するのかは、今後の協議で決定するという事は理解できました。

では、解体するに当たって、学校施設等の財産を処分する場合、処分制限期間が設けられており、所定の期間施設の処分ができず、この期間内に処分する場合は補助金の返還義務があると思いますが、今回、山の手中学校の解体に対し、補助金の返還義務はありますか。また、今回財源として、中学校施設除却事業として地方債から充てておりますが、これについても説明をお願いします。

- 教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

昭和 36 年新築の管理教室棟は既に築 63 年が経過をしておりまして、補助金の処分制限期間を既に超えております。それ以降に改築あるいは耐震工事を行ったもので、補助を受けているものにつきましても、所要の手続を行うことで、補助金返還の義務がないということを確認をしております。

地方債は充当率 90%の除却債を財源とする予定でございます。

- 4 番（森 裕二） 今回の解体では、補助金の返還をする必要はないということで大変安心をいたしました。

また、充当率 90%の除却債が財源の中心となるということで、一般財源からの持ち出しも少ないということを理解させていただきました。

山の手中学校は戦前の別府高等小学校から始まり、戦後、別府市立第一中学校として開校、その後、別府市立山の手中学校へ改名し、74 年の歴史がございます。卒業生は 1 万 9,914 名を輩出しておりまして、卒業生にとりまして、校舎というのは思い出の象徴であり、地

域住民の要望の中にも、歴史継承に関する要望として、完全に更地にするのではなく、卒業生が訪れた際に、昔をしのげる場所にしてほしい。校舎の利活用も検討してほしいという要望も出ておりますので、今後の計画の中で、卒業生たちの声にも耳を傾けていただき、一定の配慮をしていただけたらというふうに思っております。

では、次の質問に移りたいと思います。

議第 56 号令和 6 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてお聞きをしていきたいと思っております。

今回、要介護認定に関する業務のデジタル化を大分県と連携して推進するという事で補正を上げられています。国もデジタル化を推し進めておりまして、AI 技術は今や人間をしのぐレベルにまで進歩してきております。今後、介護だけでなく、あらゆる分野でデジタル化が進んでいくことは避けられないことだと思いますし、優れた部分は積極的に取り入れていくことが必要だとも思っております。

今回の補正は、事務負担の軽減や迅速なサービスの提供を目指すとして概要資料に記載をされておりますが、もう少し具体的な中身を説明していただけますか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

要介護認定の申請から決定までの一連の流れを先に御説明させていただきます。

まず、介護サービスを利用したいと望まれる方から、要介護認定申請を受けましたら、本課の要介護認定調査員が御家庭等を訪問し、身体状況や生活状況等を確認し、認定調査票を作成いたします。

また、同時に主治医意見書の記入と返送を医療機関にも依頼いたします。この認定調査票と主治医意見書がそろいましたら、本課にて判定を実施します。これを 1 次判定と申します。この 1 次判定の結果と先ほどの認定調査票、「主治医意見書」を用いて、別杵速見地域広域市町村圏事務組合において「認定審査会」に諮ります。これを 2 次判定と申します。この判定結果を踏まえ、最終的に高齢者福祉課において決定を行い、申請者へ新しい介護保険被保険者証の送付とともに結果をお知らせするというのが一連の流れでございます。

今回、国のモデル事業の取組といたしまして、これまで紙ベースで作業しておりました認定調査票の作成をタブレット化したシステムを導入し、そして医療機関における主治医意見書も紙ベースではなく、一連の情報システムの改修、電子データにより回答を行っていただきまして、それに関連する一連の情報システムの改修を図る予定としております。

そして、この申請を受け付けてから、結果を出すまでの一連の作業について試験的に運用を行い、スムーズに作業が進むのか、認定までの期間短縮がどれくらいできるのか、また課題は何なのかなどにつきまして、今回検証を行いたいと考えております。

○4 番（森 裕二） 要介護認定の申請から決定までのプロセスがよく分かりました。今回、1 次判定で要介護認定員が申請者を訪問した際に、これまで紙ベースで作業した後、パソコン入力を行っていた部分を、初めからタブレット入力を行おうとする部分、また主治医意見書も紙ベースから電子データ化することで、事務負担の軽減と迅速なサービスの提供をしようということのようです。

つまり、完全なデジタル化というわけではなく、あくまでもデジタル化に向けた試験的な実証運用を行うことで、課題点を検証していくということとはとても理解できました。介護認定を受けるのは高齢者になると思いますので、利用者が困ることのないようにしてほしいという思いもございましたが、この部分は現状と変更がないということで安心をさせていただいております。

しかし、要介護認定員は今 15 名程度というふうにお聞きしておりますが、平均年齢も 60 代後半ということで、タブレットの取扱いに不慣れな方もいるというふう感じてお

ります。不慣れな方は、デジタル化することで、かえって事務負担が増すことにならないかとも考えますし、新規認定調査員の確保に困ることがないかということも心配しております。デジタル化に取り残される人が出ないようにお願いしたいというふうに思いますが、その対策等は何か考えられておりますか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

今回、モデル事業として試験的に導入するタブレットにつきましては、デジタルに不慣れな方でも直感的に使いやすくなるような仕様となるよう、今後意見を重ねてまいりたいと思っておりますし、またサポート体制はしっかり整えていきたいと考えております。

今後もデジタル化を進める中におきましても、誰でも分かりやすいように、また、不慣れな方についてもサポート体制につきましても、しっかり念頭に置きながら進めてまいりたいと考えております。

○4番（森 裕二） 国も、今後デジタル化をもっと進めていくというふうに思っております。しかし、不慣れな方は一定数存在をしており、直ちにデジタル化を進めることに抵抗感を持つ人も多くいると思っております。しかし、不慣れな方にはデジタル媒体に接触する機会を多くしていくことで、少しずつ慣れていってもらいたいの現状だというふうに思っております。デジタル化をしてよかったと思える社会にするためにも、誰一人取り残さないデジタル化の実現に向けて、今後も対策をお願いし、私の議案質疑を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○9番（美馬恭子） 日本共産党の美馬恭子です。

私の議案質疑に関しては、前の穴井議員、それから森議員とほとんどかぶっておりますけれども、何点か私にとっての疑問点といいますか、そこら辺をお伺いしていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひします。

一番最初に、交通体系整備促進に要する経費の追加額3,000万円ということで、その点では、今穴井議員もお聞きになっていましたけれども、コンテンツクリエイト人材の育成、それから留学生の活用などということでモビリティ人材をプロデュースですかね、プロデュース人材を確保していこうという流れは大変よく分かりました。

その中で、人材育成する対象人数としてはどのように考えていらっしゃるか、お答えください。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

本事業の対象の人数は次のとおりとなります。コンテンツクリエイト人材は5名程度で、留学生を中心とするものです。観光交通コーディネーター人材は同じく5名程度で、一般市民など幅広く募集していきます。地域調整型のプロデュース人材は5名以内とし、交通事業者や行政職員を予定しております。

○9番（美馬恭子） 各回、各所から5名程度ずつ人選していったということで、対象人数は分かりました。

これに関しては、今回、今から始まるということですがけれども、実施時期、それは大体いつ頃からはなるのでしょうか。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

国の補助決定後に契約を行うため、おおむね7月中旬から来年の2月28日を予定しております。

○9番（美馬恭子） 先ほども御説明がありましたが、外国のインバウンド観光客らに対して、なかなか観光目的での説明ができないとか、交通体系に関してもいろいろななか問題があって、こういう人材については大変大切なことだと思いますし、今回、国の補助でできることに関しては大変大きな意義があるのではないかなというふうにも考えております。

しかし、今後この人たちが人材としてどのように育成されて動いていくのか、それに関しての実証なり、また以後は民間にとってこれが動いていく一歩に、初めにはなると思うんですけども、それに関してはどのようにお考えでしょうか。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

コンテンツクリエイター人材や観光交通コーディネーターの人材、この2つにつきましては、実証時期は現在のところ未定でございます。

○9番（美馬恭子） せっかくモビリティ人材育成事業補助金ということで、10分の10国から出していただいて、別府市がそこに手を挙げて今から人材をつくっていくということですので、その後の動きもしっかりと見据えて、最終的には、市から民間へというふうな事業の継承ができていくことを望んでおりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いたします。

引き続きまして、予防接種に要する経費約2億6,700万円について、先ほど穴井議員や森議員のほうからもいろいろ聞かれておりましたけれども、この中でまだ接種ワクチン、何が接種されるのかということがはっきり決まっていなかったということでしたが、今まで数回、7回ですかね、ありましたワクチン接種に関しても、凍結保存が必要であるとか日数がどうのこうのということがありました。まだ国際、国内の生産ワクチンに関しては、まだはっきりとどのようになっているのかも見えてきていません。それに関しては、今どのようにお考えになっているのか教えてください。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

今回の新型コロナワクチン接種に関しましては、ワクチン等の種類などは、まだ国から正式な通知が来ておりませんので、不明の状態となっております。

○9番（美馬恭子） 予防接種の段階で、以前のときも随分ワクチンが残ったというような話も聞いておりますので、今回数も少ないとは思いますが、しっかりとその辺も考えていただきたいというふうに考えております。

定期接種となった広報についてお尋ねしたいと思います、今年度はどのような形で広報されていくのでしょうか。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

市報や市ホームページへの掲載、市内指定医療機関へのポスター掲示などでお知らせいたします。昨年度まで接種を行う際に必要でありました接種券は必要ありませんので、個別通知は行いません。

○9番（美馬恭子） 秋に65歳以上、それから60歳から64歳までの疾患を持った方ということで、そういう話は流れていますけれども、今回も以前と同じように通知が来るのかなというふうに考えている市民も多いかと思えます。今回、予防接種に当たっては個人の判断かもしれませんが、高齢者、それから既存の疾患を持った方々が重症化しないためにも、ぜひ広報にもしっかりと力を入れていただきたい。そして、できる限り多くの方々が望んで接種ができるような形にしていきたいというふうに考えておりますので、お願いたします。

今年度の接種体制はどのようになっているのでしょうか。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

接種対象者は、高齢者インフルエンザと同様に、65歳以上の方と60歳から64歳で、国が定める「一定の障がい」がある方です。接種時期は秋から冬、接種回数は1回、接種場所は市内医療機関となっております。

○9番（美馬恭子） コロナが2類から5類に移行しました。しかし、コロナが消えてなくなったわけではありません。3月の終わりぐらいまでですかね、定点観測ではありますけれども、随分コロナもはやっていたようにあります。ただ重症化が少なかったのか、それとも

なかなかそのニュースが届かなかったのか分かりませんが、感染としてはいまだに終息を見たという観点にはなっていないと考えています。

対象者に関して、65歳以上の方、それから60歳から64歳までの方の一定障がい者に対しては補助があるということですが、先ほど森議員からもありましたけれども、それ以外のリスクの高い方に関しては、かなりの高額費用がかかるというふうにお聞きしています。任意接種ではありますけれども、対象外の方に対しても接種に対する補助を今後御検討いただきたいということをお願いいたしまして、この項の質問は終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは続きまして、地震津波等被害防止対策に要する経費ということで、これも、穴井議員がお聞きになっておりましたので、おおむね理解したところであります。小学校や公民館に備蓄されている備蓄品に対しても、今回少しながら見直し、そして偏りがないようにしていきたいということですので、それに関してもよろしくお願ひしたいと思っておりますし、賞味期限、消費期限などのあるものに関しては、災害訓練のときなどに有効に活用していただければというふうにも考えています。

さて、その中で、災害時のトイレ問題、もうこれは本当に大きな問題であるかと思っております。今回、能登半島地震のときも随分トイレがなかなか厳しくて、食べたり飲んだりするのを我慢した、それで体調が悪くなったという方も随分いらっしゃいました。その中で、テレビの中でも、トイレの移動車ですかね、それとか、トイレそれ自体がもう全て洗浄から水の管理まで全てできるというような、そういう新しいものも出てきております。今回、適切な対応が必要とされていますけれども、簡易トイレの購入に関して何かプラスになることがあったのでしょうか、お答えください。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

能登半島地震では、避難所や仮設住宅の水洗トイレが使用できない状況が多く、衛生状態の悪化や感染症の拡大、健康悪化のリスクが指摘されています。その教訓を踏まえて、避難想定者50人に1基の割合で、404基の簡易トイレや紙おむつ等を購入する予定となっております。

○9番（美馬恭子） トイレ問題に関しては、すぐに解決しないかもしれませんが、少しでも多くのことが解決するように、今後も尽力していただきたいというふうにお聞きしております。

それと、この中にもう一つありました簡易ベッドに関しては私もちょっと、もう高齢者になっておりますので膝が悪かったりして、地べたに座るのはかなり大変であったり、横になるのもかなり大変であったりするんですけども、そのような中で今回、簡易ベッドに関してはどの程度増えたのか教えてください。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

別府市では、感染症対策用といたしまして、床上30センチ以上の段ボールベッドを備えており高齢者、要配慮者に、同様に段ボールベッドを2,523個、簡易ベッド2,019個を購入する予定としております。

○9番（美馬恭子） 簡易ベッドに関しても、今よりは増えるのかなというふうにも思いますが、簡易ベッドに関しても、備蓄していくためにはかなりの場所が必要なのかなというふうにも感じています。私としましては、毎回避難者の方々が体育館や公民館などで雑魚寝をされているというのを見るたびに、これどうにかならないのかなというふうにも感じております。やっぱりプライバシーを守ること、長期に及べば大切なことではないかな、そのために精神的に落ち込んだり、いろんな形で心身ともに悪くなる方もいらっしゃるの、このことに関してもぜひ、市独自ではなかなか厳しいかもしれませんが、ぜひ九州管内、または県内でしっかりと話をしながら、少しでも前向きに検討していただくこ

とをお願いして、この項に関する質問を終わらせていただきます。

さて、次に全て本当に重なっていますので、そこに関する事を少しずつお話をお聞きしたいと思います。中学校の施設整備に要する経費、これに関してお伺いしたいと思います。

プロセスに関しては森議員もお聞きになっていましたので、それはそういうことなのかなというふうに考えておりますが、令和3年ですかね、住民の公聴会がありました。その中でやはりいろいろな意見が出ておりました。そこを有効に活用してほしいとか、図書館が場所がまだはっきりしていない時期でありましたので、図書館を造ってほしい、博物館にしてほしいとか、本当様々な意見が出ておりました。

その中で、やはり住民の人たちがあその場所を大変大切に思っているんだなということも見えてきました。その後いろいろなありまして、サウンディング調査も実施されたようです。その中では業者の方々が校舎に対して、更地にしてくれたほうが使いやすいんじゃないかというような意見も出てきたのも承知しておりますが、あまりにも急激に仮設駐車場を造ります、そのために解体しますということが出てきたので、これに関して、流れる的には先ほど森裕二議員もお話聞いておりましたけれども、住民に対しての説明等はどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

今回は周辺施設の駐車場不足という喫緊の課題に対応するために、仮設駐車場を整備をするというものでございますけれども、令和4年3月に策定をいたしました山の手中学校跡地利活用方針については、これが変わるものではございません。ですので、将来的な利活用につきましては、今後、住民の意見を十分に取り入れる形で検討していきたいというふうに考えております。

○9番（美馬恭子） 実質的に、これが完成するのが令和8年となっております。図書館が完成するのが令和7年、そうしますと、駐車場は図書館専用になるのかもしれませんが、少し駐車場もプラスアルファできると。

そんな中で、そのもう1年先に駐車場がとにかく必要であると。今、駐車場は本当に少ないです。別府公園内でリユースマーケットなどをしたときには前を通るのも大変なぐらい車が混み合っておりました。そんな中で、何年かかけて駐車場というよりも、今ある運動場自体を、今でさえ百三、四十台は止まるのではないかなと思うんですけれども、その駐車場を先に活用して、その後という考えはなかったのかなというふうに私もちょっと疑問に思っております。

その後、しっかり利活用に関しては、住民の話も聞きながら、そしてサウンディング調査の下でまた考えていきたいということですので、その後説明会もあるかと思っておりますのでそこは注視していきたいと思いますが、今回のことに関しては少し疑問が残るところではありますが、答弁していただいて少しずつ理解をしていきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

それでは最後になります。特別会計の介護保険事業について、先ほども森議員が随分お聞きしていました。全てDXに流れ、もうこれは致し方ないというふうに考えております。そうなるために、介護認定もある程度、きちっと調査できて前に進んでいくのであればね、これは大切なことだというふうにも考えております。

先日、新聞の表面に、大分県、大分市、別府市がシステムを導入して始まるというように書いてありまして。読者の方から、すぐに始まるのかと、何がどうなるのかさっぱり分からないというようなことで話を伺っておりまして、私もすぐに始まるのかなというふうにお聞きしたところ、今からシステムを入れて、それから調整していくというようなことでした。

介護認定調査票というのは、私今持っておりますけれども、5枚から6枚の調査票、これを持ちましてね、各家庭に行って、そして1時間ではなかなか聞き取れないこともあるかと思いますが、1時間から1時間半ぐらいの間に聞き取りを行って、それを全てまとめて、そして医師の意見書も添えて出していくというのが流れになっています。

そんな中で、どういうふうな形でコンピューターシステムを立ち上げてどういうふうにしていくのかというのが本当に見えてこなくて、とても心配なところもありますが、タブレットを使用できるとか使用できないという問題ではなくて、この介護調査に関しては、1時間の聞きちつと話を聞いて相手の意を酌み取り、そしてその中に調査票に書き込んでいくということがとても大切だというふうに考えています。今、高齢者も多くなっていますし、介護認定を受けたいという方々も本当に多くなっています。その中で、今実証という形で実施されていくようにお聞きしていますけれども、ぜひそのところをプラスアルファできるような形で、別府市として声を上げていただきたいなという考えがとても大きくありますので、そこら辺をよろしくお願ひしたいというふうに思っていますが、そこはどうでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

今、タブレットの導入ということで、認定調査員のこれからの取組ということで御説明いただきましたけども、今回タブレットを導入するということにつきましても、実際御家庭の家に行ったときに、聞き取りした分は紙で書いたものを御自宅に、市役所に帰ってパソコン上に入力している、この二手間を、行ったときにタブレットを使って入力していくという流れになりますので、先ほど森議員の質問中でも、使用の仕方については御心配いただきましたけど、しっかりその辺につきまちはサポート体制を行いながら、またタブレット端末の内容につきましても、仕様をしっかりと取りながら、直感的に簡単に入力できるような仕様にしていきたいと思っておりますので、これからも引き続きデジタル化に向けましては、サポート保守体制をしっかりと取りながら取り組んでまいりたいと思っております。

○9番（美馬恭子） ぜひ、サポート体制取っていただきたいと思います。

最後に、このシステム導入に当たって、市側は分かるんですけども、施設としてはどれくらいの施設にシステムを入れて、そして検証していくのか、それからドクターに関してはどのような形でシステム導入を伝えていくのか、これはまだ後ろが決まっていないことなので、これからしっかり検証されていくのだとは思いますが、別府市としてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

今回は申請を受け付けてから、市役所内部の作業でございますので、介護事業者等につきましてはの対応というのは今回行われてはならないところでございます。

医療機関につきましては、現状試験的な形として3医療法人の方にお話ししていただきまして、そこと主治医意見書のデータ化で転送を行う。それは電装化につきましては、国のシステムを経由して別府市のほうにシステムをつなげる形のシステム改修を行うという形でございますので、今回何度も申し上げました実証実験ということで、実証運用ということで、来年になりましたらシステム改修後数十件単位の試験的運用を行う予定でございますが、今後の取組、モデル事業の結果を踏まえて医師会とも話を進めていく必要があるんじゃないかと思っております。

○9番（美馬恭子） 本当にしっかりと今の事業を見て、今後介護認定をしたいという方にとって、時間も早く、認定期日は今30日と決まっておりますけれども、なかなか厳しいのが現実なようです。別府市の中では30日ということをしかりと目途として頑張っているのはもう大変ありがたいことだと思っております。まだ今から高齢化が続い

ていくかと思えますけれども、このシステム導入によって少しでも早い認定申請、そして医療でもそんなに手間を取らずにきちっとシステムが入っていくよう、そういうふうな形をぜひ検討していただいて前に進めていっていただきたいというふうに考えています。ありがとうございました。

- 1番（塩手悠太）1番、有志の会の塩手悠太です。通告に従いまして議案質疑のほうをさせていただきます。私も森議員と美馬議員と重複するところがありますので、なるべくかぶっているところは割愛しながら、質問させていただきます。

まず、この議第55号の中学校の施設整備に要する経費についてからなんですが、この経費の概要を見ますと、私としては、旧校舎等の解体自体は既に内部で方針としては決定していて、あくまで一時的という意味をなす仮設の駐車場としてまず有効活用していくということの認識をしております。なので、そこから私は気になっている点を幾つか確認をさせていただきますのでお願いいたします。

まず、前提の確認としてなんですが、この経費についての議論というのはもちろんここに書いております解体設計等委託料の議論と思うんですが、それとは別に、そもそも議会として解体を承認するかしないのかというところの議論も、この経費の議論の中に含まれているのではないかなという私の認識があるんですが、その点に関してはいかがお考えでしょうか、お答えください。

- 教育政策課長（森本悦子）お答えいたします。

山の手中学校閉校から既に2年以上が経過をしております、これまで住民公聴会や市場調査など、様々な形で御意見を伺ってまいりました。昭和36年新築の管理教室棟は既に築63年が経過をしております、経年劣化による老朽化が著しく、安全確保が懸念されることから、今回の補正予算により解体に係る設計委託料を御審議いただくものでございます。今後は解体工事に係る関連予算議案、それから工事請負金額によっては工事請負契約の契約議案を御審議いただくこととなります。

- 1番（塩手悠太）ということは、いろいろ今も答弁していただきましたが、明確にこの今回の経費について、議会として解体を承認するかしないのかというところの答弁がなかった。私としてはこの経費自体を議会として承認することが、その解体を議会として承認したというようなことにつながるというふうに認識をしておりますので、その認識の下、今から質問を続けさせていただきます。

森議員と美馬議員の質疑の中でも説明されておりました経緯というところなんですが、令和3年に1度、市民公聴会を開催されていろいろな市民の方から意見を聴取したと。その後、市場調査アンケートをして、サウンディング、その前に跡地利活用方針を決めた。その後4月の末日ですね、内部で公共施設マネジメント推進会議の中で、喫緊の課題である駐車場不足の問題を解決する、対応するために、校舎を解体して、一時的な仮設の駐車場を設けるというような議論になったんだろうなというふうには思うんですが、そもそもその会議、公共施設マネジメント推進会議の中で、別府市として今この周辺地区で、どれぐらいの駐車可能台数が不足しているというふうに想定しているのか、それに伴ってどれぐらいの駐車可能台数を用意というか、確保しないといけないと考えているのか、その点をまずお答えください。

- 教育政策課長（森本悦子）お答えいたします。

新図書館建設に伴い、これまで周辺施設の臨時駐車場として利用してまいりました別府公園文化ゾーンの駐車台数は、現在で約200台分が減少しております。これにより、ビーコンプラザでイベントが開催される時など、公園東駐車場にも影響を及ぼし、出入りに長時間を要しているという現状がございます。

御存じのとおり、このエリアにはビーコンプラザ、別府公園、美術館、市役所、さらに

は図書館が整備もされます。それによって周辺施設の人の流れが期待される一方で、行事が重なれば、数百台単位で駐車できなくなることが想定をされます。例えば昨年の大分県農林水産祭は2日で7万5,000人が来場したという報告がございます。仮に1日当たり3万7,500人、その4分の1、4人に1人が自家用車で来場したと仮定をしましても、1万台近い駐車場が必要となることとなります。この駐車場確保という喫緊の課題を解決することが必要と判断した次第でございます。

○1番(塩手悠太) ありがとうございます。美馬議員の質疑でもありましたように、今の既存のグラウンドとその裏手にあるテニスコートを含めると、大体165台ぐらい駐車可能だということを教えていただいて、その既存のグラウンドで賄い切れないんだったら、先ほど今言われたように、1万台近く駐車可能のスペースをつくるべきだ、今議論になったということなんですが、それだったら今回、仮設ではなくて、正式的に本格的に駐車場運用をしていくべきではないのかなというふうに感じるんですが、その点に関してはいかがお考えでしょうか。

○教育政策課長(森本悦子) 令和4年3月に策定をいたしました山の手中学校跡地利活用方針は、現在もまだ変わっておりません。住民の意見、それから民間事業者の意見にも、駐車場として本格運営をしたいというような意見の中には見当たらなかったこともございますので、利活用の将来的な姿に関しては、今後住民の意見も聞きながら、しっかり検討していきたいと考えております。

○1番(塩手悠太) ありがとうございます。

じゃあ、そのまま続いて仮に今の校舎棟というところを残した場合、年間でどれぐらいの維持管理というのがかかるのかということをお聞きします。

○教育政策課長(森本悦子) お答えいたします。

現在の校舎には電気・水道・警備のほかに、周辺の樹木伐採の経費といたしまして、年間約120万円がかかってございます。

○1番(塩手悠太) ありがとうございます。事前の情報、先ほどのやり取りの中でも分かりましたように、平成8年の時点で耐震工事を校舎等はされていて、当時の価格で大体1億8,000万円近くの工事だったというふうにお聞きしています。また、メジャーな全国地価マップというサイト調べでは、あそこの敷地の資産価値というのは非常に高いというふうに調査で出てますし、またあそこの立地場所というのは別府市にとっても市民にとっても非常にいい立地場所であって、これはもう一回、市民の方たちとお話しする機会とか公聴会なるものを開いて、意見を徴収して話し合った上で、もう一度解体の是非というのを決めてもいいんじゃないかな、今すぐに取り壊さなければいけない、老朽化でいけない、耐震工事ができているので、私は今すぐ取り壊さなくてもいいんじゃないかなというふうに感じているんですが、私としてはもう一度公聴会を開いて話し合いをした上で、解体の是非を決めていただきたいというふうに思うんですが、この経費について一度保留をして、そういった話し合いを設けた上で、もう一度この解体是非というのは決めたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(加藤信康) 塩手議員、会議規則第55条第3項では、議員は質疑に当たっては自分の自己の意見を述べるすることができないとなっておりますので、質疑は議案の疑問点をただすところに止めていただきたいと思います。

○1番(塩手悠太) あくまで今のは私の意見として、申し述べさせていただきます。

では次に、市長専決処分、議第69号についてお聞きいたします。

市長専決処分というところは、地方自治法に基づいて、本来は議会が議決をしなければいけないような事案に関して、緊急性を要するというようなときに、行政事務とか行政サービスの滞りだったり、遅れを防止すると、防ぐために、例外的に首長が議会の議決に代わっ

て意思決定をするというふうに言われております。

そして今回、報告議案として上がっているのが、4月の17日に物価高騰の影響に伴い、児童用の机と椅子を木製からスチール製に更新するという事業が2か年計画から1か年に短縮することに伴って、約1億3,300万円の補正を専決処分したということだと認識しておりますが、そこでまずその該当する小学校、中学校の今後の更新スケジュールをまずお答えください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

まず、小学校につきましては5月8日に入札、業者が決定をいたしまして、小学校の夏休み期間中に新しいスクールセットの搬入と同時に、木製の机、椅子の搬出・廃棄を行います。学校側と具体的に個別の打合せを行いまして日程を決定していきませんが、基本的にはお盆前までには終える予定でございます。

中学校分につきましても、6月の5日に入札を執行し、業者が決定をしております。同様に今後のスケジュールにつきましても、個別に打合せをして決定をしております。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。小学校に関しては一応個別の相談しながらということですが、夏休みが終了するまでにはと一応納期として定めているということで、理解いたしました。

ではもう最後に、その専決処分に至ったまでの経緯として今回、補正に至った主な要因としては物価急騰、それから高騰によって、補正を組んだ専決をしたということなんですが、もともとその見積書というところを取ったというのが、去年の夏頃だとお聞きしてまして。令和6年度の予算の編成をする、ちょうど要求の時期ですね。それからその次に見積りを取り直したのが、新年度が明けてから実際に入札準備する前だということふうにお聞きしています。物価高騰・急騰というのは社会情勢的にもう本当に仕方ないことだと思いますし、子どもたちの学びのためには一刻も早く木製からスチール製に更新するということは十分理解はしているんですが、ただ物価高騰とか急騰というのは、去年から傾向的には見られるというか、予想ができるんじゃないかなと。

また、今回よりも少し早い時期に見積りを取り直したりとか、市場価格とかというのを確認しておけば、場合によっては臨時議会を招集して議決を経るとすることも選択として可能だったんじゃないかなというふうに感じるんですが、その点についてお伺いします。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

本事業は昨今の物価急騰ですとか、大阪万博などの影響も想定をいたしまして、4月の入札前に実勢価格を調査いたしました。それを踏まえて、今後さらなる物価急騰が想定をされた、懸念をされたことから、単年度で速やかに製品を確保し、全体経費の縮減を図る必要があったこと、また、市内複数業者からの事前の聞き取りにより、夏休み期間中に全小学校への納入を遅滞なく進めるためには、製品の製造の関係上、5月上旬までに入札を終えて業者を選定することが必須であること、以上の理由から、スピーディーに経費を抑えて安定的に事業を進めるために、補正予算を専決処分いたしました。

○1番（塩手悠太） ということで、自治法的なところの緊急性を要するということに該当するのが、要は夏休みまでにしっかりと納入をすることを逆算した結果、緊急に議会の議決を経ることがなかなか厳しかったということで理解いたしました。

必要な工事、自治事務の遂行のために幾つもの選択肢の中から今回の専決というのを選択したんだなというのは十分承知しておりますし、職員さんの立場からすると、これがベストな選択だったんだろうなというのは承知しておりますが、ただ私も議会側の立場としては、本来このような単費で、かつ金額の大きい補正を計上する場合は、議会の議決を経るべきだというふうに考えておりますので、今回は苦渋の決断だったというふうに思いますが、今回のようなまれなケースで、今後起こる可能性は限りなく低いとは思いますが、

仮にそういったことが起こり得た場合は、なるべく議会のほうに対して配慮していただきたいということをお願い申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤信康） ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。

明日 15 日から 17 日までの 3 日間は、休日及び委員会審査のため本会議を休会とし、次の本会議は 18 日定刻から開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 14 分 散会